

第8 屋外消火栓設備

1 屋外消火栓の設置位置

屋外消火栓の設置位置は、政令第19条第3項第1号及び第5号の規定によるほか、次によること。

- (1) 屋外消火栓は、原則として、建築物の出入口付近に設けること。★
- (2) 政令第19条第3項第1号中の「建築物の各部分」とは、当該建築物の1階部分の外壁又はこれにかわる柱等の部分をいうものであること。
- (3) 政令第11条第4項の規定により、屋内消火栓設備の代替として屋外消火栓設備を設置する場合の有効範囲は、屋外消火栓のホース接続口から水平距離40m以下となる範囲で、かつ、当該範囲の各部分に有効に放水できるものに限ること。

なお、「各部分に有効に放水することができる」の判断は、第1「屋内消火栓設備」7(2)イを準用することとし、この場合の放水距離はおおむね10mとすること。

2 加圧送水装置

(1) 種別

加圧送水装置は、省令第22条第10号の規定によるほか、第1「屋内消火栓設備」1(1)から(3)までを準用すること。

(2) 設置場所

加圧送水装置の設置場所は、第1「屋内消火栓設備」1(1)ア、(2)ア及び(3)アを準用すること。

(3) 全揚程等

加圧送水装置の全揚程等は、省令第22条第10号イ、ロ及びハ(ロ)の規定によるほか、配管の摩擦損失計算等は、第1「屋内消火栓設備」8を準用すること。

(4) ポンプの吐出量

ポンプを用いる加圧送水装置は、省令第22条第10号ハ(イ)の規定によること。

なお、他の消防用設備等と兼用又は併用する場合にあつては、第1「屋内消火栓設備」1(1)ウを準用すること。

(5) 放水圧力が規定圧力を超えないための措置

省令第22条第1項第10号ニに規定する放水圧力が0.6MPaを超えないための措置は、第1「屋内消火栓設備」1(4)を準用すること。

3 水源

水源水量は、政令第19条第3項第3号の規定によるほか、次によること。

(1) 水源の原水

水源の原水は、第1「屋内消火栓設備」2(1)を準用すること。

(2) 水源水量

他の消防用設備等と兼用又は併用する場合にあつては、第1「屋内消火栓設備」2(2)を準用すること。

(3) 有効水量の確保

有効水量の確保は、第1「屋内消火栓設備」2(3)を準用すること。

4 配管等

(1) 機器

機器は、第1「屋内消火栓設備」3(1)を準用すること。

(2) 設置方法★

ア 配管内の充水

配管内の充水は、第1「屋内消火栓設備」3(2)アを準用すること。

なお、補助用高架水槽による場合は、補助用高架水槽から主管までの配管は呼び径50A以上とすること。

イ 立上り管

主配管のうち、立上り管は、呼び径65A以上のものとする。

ウ 屋内消火栓設備用配管との兼用

省令第22条第8号の規定により、屋内消火栓設備の配管を兼用する場合は、政令第11条及び第19条並びに省令第12条及び第22条に適合すること。

エ 配管の吊り及び支持

配管の吊り及び支持は、第1「屋内消火栓設備」3(2)イを準用すること。

オ 露出配管等

露出配管等は、第1「屋内消火栓設備」3(2)ウを準用すること。

カ 建物導入部の配管

建物導入部の配管は、第1「屋内消火栓設備」3(2)エを準用すること。

5 起動装置

起動装置は、省令第22条第10号ホの規定によること。

6 非常電源・配線等

第1「屋内消火栓設備」5を準用すること。

7 消火栓箱等

(1) 機器

消火栓箱等は、扉の開閉方向及び開放角度が避難上、操作上支障がないようにするほか、次によること。

ア 屋外消火栓は、地上式とし、かつ、放水口のホース接続口は、原則として屋外消火栓箱の内部に設置すること。★

イ 消火栓開閉弁は、省令第22条第1号の規定によること。

また、放水口のホース接続口は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）に規定する呼称65に適合する差し口とすること。★

ウ 消火栓箱の構造は、第1「屋内消火栓設備」7(1)ウ(ア)を準用すること。

エ ホースは、前イの放水口のホース接続口に結合できる呼称65Aの長さ20m以上のものを2本以上設置すること。★

オ ノズル（スムーズノズルに限る。）及び管そうは、口径は19mm以上とすること。

(2) 灯火及び表示★

ア 消火栓箱に表示する「ホース格納箱」の文字の大きさは、1字につき20cm²以上とし、容易に識別できるものとする。

イ 消火栓の位置を明示する赤色の灯火は、消火栓箱の上部又は上端に設けること。

なお、当該赤色の灯火が加圧送水装置の始動により点滅する場合は、省令第22条第3号に規定する表示灯と兼ねることができる。

8 総合操作盤

総合操作盤は、省令第22条第11号の規定により設けること。

